

第2回保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

○川岸課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第2回「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、前回もお伝えいたしましたが、構成員の皆様方をお願いがございます。視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報保障の観点から、御発言等をされる場合には、発言者はまず、必ず挙手をしてください。その後、挙手をされた発言者に対しまして、座長から指名をいただき、指名を受けた発言者は指名の後に発言をいただくという運営を徹底したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

次に、構成員の出欠状況ですが、寺田構成員におかれましては少し遅れて御出席という御連絡が来ております。

また、本日は船橋市の丹野構成員が御都合により御欠席のため、代理で船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課の齊藤武志課長補佐に御出席いただいております。

それでは次に、資料の確認をさせていただきます。配付資料は、まず、議事次第。次に資料1。それと参考資料1、参考資料2となっております。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせをしております傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

山縣座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山縣座長 それでは、第2回の検討会を開催したいと思います。

この間、ヒアリング等で、長時間でしたけれどもいろいろな意見交換ができたことを有意義に思っています。

早速ですが、議事に入らせていただきます。資料1、特定の保育園等を希望する者などの取扱いについての内容を、事務局よりお願いします。

○川岸課長補佐 それでは、資料の御説明をさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。「特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて<自治体の取扱い例>」ということでございまして、下の※印で書かせていただいておりますが、先般、10月18日に実施しました自治体からのヒアリング及びその後実施したその他の自治体への調査結果で得られた、特に各自治体において取扱いが異なる「求職活動の休止」、「特定園希望」、「育児休業中」について各自治体における取扱いの代表的な例をお示ししたものであります。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。これは保育所等利用待機児童数調査の通知の抜粋を掲載しております、その全体版でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。まず、<求職活動休止の取扱いについて>ということで、その次に点線枠で囲ってある内容については、待機児童数調

査の通知の抜粋をそれぞれ載せたものがございます。

求職活動の休止の取扱いにつきましては、通知の抜粋を読ませていただきますと、注1といたしまして「保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと」とされております。

各自治体の取扱い例としましては、まず、求職活動の休止についての確認の方法でございます。カテゴリー分けをしておりますが、まず、何らかの手段で確認を行っている場合の例でございます。順番に読んでいきます。

- ・保護者にハローワークの登録証の写しを求めるが、未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・保護者にインターネット上の求職サイトや派遣会社への登録など、証明できるものを求めるが未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・保護者に定期的に求職活動報告書等の提出を求めているが、未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・自治体からアンケートを送付、電話や手紙による確認、自宅訪問などにより休止の確認ができた場合は、休止と取り扱っている。
- ・保護者からの申し出により休止が確認できた場合は、休止と取り扱っている。
- ・入園申請時における保護者からの聞き取り内容により休止を判断している。

といった例がございました。

そのほか、一律の取扱いをしている場合の考え方等の例がございます。

- ・インターネットを利用し主に自宅で求職活動を行っている場合は、保護者自らが保育可能なため、一律求職活動休止とみなす自治体がある。
- ・求職活動を休止していることの確認が作業的にも困難なため、休止の確認をせずに、待機児童数に含めている自治体がある。

その他にもございましたが、代表例として掲げております。

3 ページ目でございますが、求職活動の関係で、参考までに整理したものを載せさせていただきます。これは求職活動を事由とする保育の必要性の認定の手のイメージ図でございます。基本的な制度の取扱いとしましては、求職活動の認定の有効期間は90日が基本となっております。市町村ではハローワークの登録証の写しや求職活動の状況がわかる本人からの申立書などで活動の状況を確認する。それから、翌年の4月入所に向けての入所申し込み（前年秋頃）に加えまして、利用調整の時期に直近の状況の確認を行う取扱いも見られます。

真ん中はこれを図式化したもので、前年の秋に申請をし、1～2月頃に本人の状況確認や利用調整をしていく。それに基づき認定を行い、4月1日から入所かどうかという状況になっている。ただ、※印で書かせていただいておりますように、必要性の認定及び効力の発生の時期は市町村により異なるという実情になっております。

下の枠囲みの中を読み上げます。

※保育の必要性の認定を早い時期（1月等）に行う市町村で、認定後に求職活動の休止が確認された場合には、待機児童数に含めない扱いとしている。

※保育の必要性の認定の前に、求職活動の休止が確認された場合、通常は「必要性の認定」自体を行わないものと考えられる。（このような例を、「求職活動の休止」として待機児童数から除く例もあると考えられる。）

※求職活動休止の確認の方法に関しては、必要性の認定の際の求職活動状況の確認方法が、各自治体の運用に任されていることとの均衡を考える必要がある。

以上のような整理ペーパーを用意させていただきました。

続きまして、4ページ目をお開きください。いわゆる特定の園を希望されている方の取扱いについてでございます。待機児童数調査の通知の注7の概略を申し上げますと、他に利用可能な保育施設があるにもかかわらず、特定の保育所などを希望して保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないことと。具体的な例は、その下に（1）～（4）として書いているとおりです。

各自治体の取扱いの例ですけれども、4ページ目の下の枠囲み。まず、1番目として、どのような場合を「他に利用可能な保育所等」と位置づけているかについてです。

1つ目は、通常の手手段である自動車で20～30分走れば入れる保育園等がある場合。これは主に地方などで多くございました。

それから、自宅から自転車等で無理なく通える範囲を自宅から半径2kmと位置づけて、その範囲に空いている保育園等がある場合。

あるいは、もう少し詳細に、家庭の状況や通勤時間、通勤経路等を踏まえて個々に判断している、といった取扱い例がありました。

5ページ目です。2番目として、どのような場合を「特定の保育所等を希望」と位置づけているか。「特定の保育所」という位置づけの話でございます。まず、「自宅から通えるか否かを指標とする方法」の例としましては、自宅から通える範囲内に複数園存在するのに特定の1園のみ、または特定の複数園、2園とか3園ということですが、これを申請している場合。なお、括弧内にありますように、一定数の園を希望している場合は一律に待機児童数に含めるという取扱いをしている自治体も一部あります。そのほか、保護者が自宅から通える範囲内に空きがある園が存在するにもかかわらず保護者が希望しない場合。

次に、「他の園を希望するか否かを指標とする方法」としましては、希望する園以外を保護者に紹介したが利用を希望しない場合。また、申込書に他園の紹介を希望するかどうかという項目を設けるか、または口頭でそういったことを確認した際に、他園の紹介を希望しませんと言った場合。あるいは、申込書の希望園の記載欄として、自治体によっては複数書ける欄が設けられている場合があるのですが、その記載可能な欄の全てに記載していない場合は特定園を希望という扱いにしている。

その他としましては、兄弟姉妹と同じ園の入園を希望している場合。また、自宅や職場から近い、例えば通勤経路上にあるとか、そういった園だけを希望している場合。あとは保護者の意向に合う教育・保育サービスを提供している園のみを希望している場合などがございます。

6 ページです。今度は3 番目として、どのような場合を「私的な理由」と位置づけているか。これは「特定の保育所等を希望」と少し重複している部分もございます。1 つ目に、「通園の利便性を理由としているもの」としては、まず、特定のルート上の園、駅近隣の園など特に利便性の良い場所を求めている場合。自宅や職場から近い（通勤経路にある）園だけを希望している場合。他に通園可能な園があるにもかかわらず特定の園のみを希望している場合。

次に、「他の園を希望するか否かを理由としているもの」としましては、第1 希望園などの空きを待つといった場合。これは第1 希望の園にどうしても入りたいので空きを待ち続けるという場合です。あるいは、希望する園以外を紹介したが、保護者が利用を希望しない場合。

また、「提供される保育内容等を理由としているもの」としましては、シーツの洗濯等を保護者が行うというやり方になっている保育園は希望しないなど、保育内容に関わる場合や、園庭が広い園を希望している場合など。また、保護者の意向に合う教育・保育サービスを提供している園のみを希望している場合。

その他としましては、先ほどの特定園と同じような話ですが、まず、兄弟姉妹を同じ園に入園させたいと希望している場合。友人や知人の子どもが既にそこの園に通園しているからという理由の場合。1 つの園のみ希望している場合。保護者自身がもともと以前通園していた園だからという理由の場合。自分の子どももその園に通わせたいという場合です。あとは育児休業給付の受給延長をするために申請した場合などがございます。

7 ページ目は、育児休業中の取扱いについてのお話です。注8 として、「保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと」としております。

自治体の取扱い例としましては、待機児童数に含めているか、いないかという場合分けにしております。「待機児童数に含めている場合」の取扱い例として、よりやむを得ない事情であるということで、入園できずに育児休業を延長した者のみ待機児童数に含めている。育児休業を引き続き取得しているのは、入園したくてもできなかったからと考えられるため待機児童数に含めている。育児休業給付の受給延長のために入園の申し込みをした者と、育児休業を切り上げて早く復職したい者との見極めは困難なため、一律に待機児童数に含めている。入園できれば育児休業を切り上げて復職する意思が本人にあるので待機児童数に含めている。

逆に「待機児童数に含めていない場合」ですが、入園できなくとも育児休業中の場合は

自宅で子どもを保育することができるため、待機児童数に含めていない。育児休業給付の受給延長が目的の場合は待機児童数に含めていない。入園内定後に辞退する者も一定数いる、などの御意見がございました。

そのほか、参考資料1と2がございます。これは先ほど申し上げましたことに関連で、まず、参考資料1でございますが、その他の自治体といっても、全国に1,741市区町村ございますが、前回ヒアリングしたときと同じ内容で調査票を配付し回収したものでございます。約1,700のうち1,348市区町村から御回答をいただき、自由記載も含めて現状の取扱いについて御回答をいただいたものでございます。

全体の御説明は割愛させていただきますが、例えば2ページ目をお開きいただくと、求職活動の休止について、「求職活動を休止している者」として待機児童数に含めないこととしていますかという問いに「はい」と答えたのが全体の約7割。「いいえ」が全体の24%ぐらい。このような形でヒアリングと同じようなアンケートをさせていただいた内容でございます。この内容も今申し上げました資料1のほうにある程度盛り込んだ情報にしておりますが、個々の中身については割愛させていただきます。

参考資料2については、同様に国民の皆様にも御意見を募集しております、その結果でございます。厚生労働省のホームページで募集したものでございまして、222名の方から御回答をいただいた内容でございます。その内容につきまして、多くの意見といたしましては、例えば3ページをお開きください。待機児童の取扱いについての御意見としましては、育児休業中の者も待機児童に含めるべきだとか、特定園希望者も待機児童数に含めるべきといった御意見がありました。3ページ目で「その他」に73件という形なのですが、いろいろな御意見があります。一応、カテゴリー分けをしたのですが、そこに入り切らないような様々な御意見については、今回、「その他」としてくくらせていただいております。今回は作業が間に合わなかったのですが、後日、今回の資料を厚生労働省のホームページにアップする際には「その他」の内容につきましても、オープンな形で公開させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(寺田構成員入室)

○山縣座長 ありがとうございます。

膨大な資料を簡潔に御報告いただき感謝します。

今後の進め方について、若干、提案をさせていただきます。今日はこの案件のみでございます。最初に、ちょっとイレギュラーになるかもしれませんが、この調査の結果については後で反映しますので、調査の方法や取扱いについて、もしも質問等があれば5分程度の時間でお聞かせ願うことにしたいと思います。その後、本題に入りますけれども、中身が大きく3つに分かれていましたので、それぞれ20～30分程度、議論をいただいて、もしも時間が残るようであれば、総合的な話を少ししたいと思います。大体それで2時間が経過することになります。こういう進め方でよろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最初に、この間、2つの調査を実施していただきました。手続や結果の反映等について、何か質問はありますか。

○金子構成員 埼玉県の金子です。各市区町村における特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて御質問があります。うちの県は多分、全市町村が回答したと思うのですが、先ほどの説明で1,741のうち1,348ということで、4分の1ぐらいは回答がなかったのかという気がするのですが、何か特定のところに集中して回答がなかったとか、そういうことはあったのでしょうか。

○山縣座長 どうでしょうか。都道府県単位でこぞって拒否したとか。

○川岸課長補佐 いえ、そういう傾向は全くなく、均等に御提出いただいたのではないかと。たまたまこの期間に御回答いただいたのがこの数であったということでございます。

○金子構成員 ありがとうございます。

○山縣座長 2、3の自体から聞かれたのですが、待機児童がないから答えようがないということでした。選択肢を選ぶのがすごく難しいので、どうにも答えようがないと。それはそうかなと思うのですが、ひょっとしたら、そういうところが落ちているのかもしれませんが。

調査について、他に何かありますか。

ところで、これに回答された自治体はわかりますか。

○川岸課長補佐 わかります。

○山縣座長 では、次回にでも、具体的な名前は結構ですが、都道府県単位ぐらいで、どのあたりということがもしもわかればお示しいただけますか。

○川岸課長補佐 御回答いただいた自治体ですか。

○山縣座長 回答がなかったほうが400で数が少ないから、そちらの方がいいかもしれません。どちらがいいですか。それとも、そもそも要りませんか。必要なければ無駄な作業をお願いする必要はないので。特に必要性はなさそうですね。では、よしとしましょう。

この中にある結果が今回の中身になりますし、実際に担当しておられる市区町村、それから国民の方々の声。222名ですけれども、かなり真剣に答えていただいているような雰囲気伝わってきますので、そういう意見も踏まえて具体的に待機児童の取扱いについての意見交換をさせていただこうと思います。

最初は求職活動休止の取扱いについて、これまでのヒアリング、あるいは各自治体が既に行っておられることの今回の調査結果。そういうことを含めて、どのような考え方でやればいいのか、御意見がありましたら。これまでと重なっても結構ですし、既にデータにあるものでも結構です。御自由に発言をお願いいたします。

○常岡構成員 資料1の2ページの下の方に、「一律の取扱いを行っている場合」ということで整理していただいている箇所について質問させて下さい。インターネットを利用し

て自宅で求職活動を行っている場合には、一律に待機児童に含めない取扱いをしている自治体があるということだと思います。この種のインターネット利用による求職活動を一律に待機児童に含めないという理由は、「保育の必要性」がないということで排除しているとも理解できるのですが、そのように解すると、待機児童にカウントするかどうかという問題と、それとは若干次元の異なる、「保育の必要性」の認定という問題とが、重なりあっているようにも思えるのです。仮に今のような理解が正しいとすると、待機児童数にカウントするかどうかという問題から、「保育の必要性」の認定はどうあるべきかという問題に深く及んでしまうような気がするのです。「保育の必要性」の認定というのは、法令でいろいろな基準がありますけれども、しかしこの認定は自治事務であり、ある程度、自治体の解釈の余地があると思うのですが、そうだとすると、自治体が自らの判断で法令を解釈して、そして他の自治体と違う「保育の必要性」の認定をするということもあり得ると思うのです。そのあたりを一体どのように処理したらよいかというのは非常に難しい問題であると思います。この2ページの下から2つ目の項目は、一体どういう場合を念頭に置いているのでしょうか。保育の必要性の認定に関わるような問題ではないという理解で整理されたということでしょうか。その辺を確認させてください。私は、「保育の必要性」の問題と待機児童数のカウントの問題は別次元の問題として整理できるのではないかとともに思います。

○山縣座長 これは根本的な問題で、自治体の方と話していて、私も実はものすごくひっかかっているところなのです。要は、保育の必要性があるというものと、現に保育できている、とりあえず今は保育ができてから大丈夫なのだという、そこの基準だと思うのです。事務局の方で何かありますか。これはどこかの自治体が確かにこう答えておられる、それは間違いないですよ。

○川岸課長補佐 はい。他の自治体からのお声にも、やはりそういった感じのお答えがいくつもあったのですが、この、「一律求職活動休止とみなす」というのは、待機児童調査における取扱いとしてこういう形をとっているというだけだと思うのです。保護者の方からの申請は受け付けて、認定なりをするけれども、インターネットを使って求職活動をし、自宅で保育をされているという場合については、待機児童数調査においては待機児童ではなく求職活動の休止とみなしている。そういう形をとられている自治体だと思われます。

○常岡構成員 同じような話かもしれませんが、7ページの育児休業中の例について確認させて下さい。7ページの下から2つ目ですが、そこでも待機児童数に含めない場合の1つの例として、ある自治体が、入園できなくとも育児休業中の場合は、自宅で子どもを保育することができるから家庭外で保育を行う必要はないと、このような判断をしているように思います。この場合はやはり、先ほどの求職活動中と同じように、一応、「保育の必要性」の認定はされて、待機児童のカウントのところだけで違う扱いをしていると理解してよろしいのでしょうか。

○楠目企画官 育児休業について認定をする際は、4月で育児休業を切り上げて育休明け

から利用するという前提で必要性の認定をされていると思いますので、それはその後の状況が違って、育休が取れた場合をどう扱うかという判断になります。時点が違えばその状況も違いますので、必ずしも矛盾というかそういうことではなくて、その後の状況を見て、待機から除くかどうかの判断を自治体でしているということかと思えます。

○山縣座長 自治体の方ではどうですか。皆さん方の自治体、あるいは県だったらいろいろなことを御存知だと思いますけれども。必要は認めるけれども待機児童ではない、利用できていないけれども待機児童ではないということですね。今、そういうことを質問されているわけですが、どういう取扱いになっているのか。例として。

○月橋構成員 新宿区の月橋と申します。私どものところも、実際、現在、求職活動は休止していますよというような形の方が保育園を申し込みたいのだということで窓口に行っちゃいますが、その時点で保育の必要性がないですよということで、言い方は悪いですが門前払い的なことはせずに、そこでさらに、状況をより詳しく聞き取りながら、なるべくそういう方についても保育の必要性の認定というものはさせていただいていますし、保育園に入りたいという御希望があれば、申請もいただいている。ただ、そうした方については、私どもの待機児童の定義のところからは外させていただいております。

私どもの方では、利用調整基本指数というものを自治体で作っておりますが、基本的に求職という時に、就労が未定の方については、求職活動のために外出することを常態としているということの一つ、指数の要件にしております。やはり外出をされるということになれば、当然、保育の必要性がそこに生じるのではないかというような観点もございまして、そうしたところを基本指数の中できちんとすくい上げるような形で取扱いをさせていただいております。

○山縣座長 ありがとうございます。

○異保育課長 常岡先生への回答になっているかどうかわかりませんが、求職活動というものが基本的に保育の必要性の認定の事由になっているのは確かです。ここの、インターネットを利用して自宅で求職活動をやっている場合に、ここの自治体は一律に休止しているとみなしているわけです。一方で、3ページのところにも書いてありますけれども、※印の一番上のところには、先ほどもちょっと出ましたけれども、休止が確認された場合は待機児童数に含めない扱いをしているという自治体も多いという状況だと思います。

ですから、求職活動を事由としての保育の必要性の認定はやっているけれども、その際の確認方法、休止も含めて確認方法が一律にやっている、今言ったようなインターネットの場合は一律に休止とみなしているところもあれば個別具体的に判断している自治体もある。一応、Q&A等ではこの求職活動の認定については、やはり本人の申し立てやハローワークの証明書などを見てということになっておりますので、そこは実際、自治体の運用が違うというのが実態ではないかと思えます。

○岩田構成員 今、自治体によっては考え方がいろいろだという御回答をいただきましたが、私も常岡先生と同じで、やはり先ほどの論点はずっとひっかかっています。要するに、

保育は必要だけれども、その時点で家にいるということは結構あり得るだろうと。それを、家にいるからというので一律に待機児童とはみなさないという感覚は、やや、保育を希望している側の感覚からずれていかないかと。

例えば、本当に求職活動はもうやめて就職する気がなくなったというのであれば、待機児童に入れる必要はないと思いますが、家でやっているとか、あるいは仕事が見つかったらすぐにでも働きたいという御希望を持っていらっしゃる方、あるいは育児休業中でもちろん休業が明けたら、あるいは保育園が見つかったらすぐに復帰したいと思っいらっしゃるような方で、今、家にいるから保育できているではないかというので待機児童に含めなくていいのかなというあたりは、ちょっと、私自身も前回からひっかかっている部分ではあります。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の話は他とも全部共通している部分だと思います。

今日の段階では、こうしようというのはありませんので意見だけですが、他にいかがでしょうか。

○西村構成員 大阪府吹田市、西村です。求職活動につきましては、特に吹田市のほうでは書類等はいただいていません。お伺いしますと、求職活動というやり方は、やはり断続的にされる。ある日は面接に行ったり、またある日は家にいたり。ずっと保育所に預けないといけないぐらい、ずっと求職活動を継続されているわけではないのですね。ただ、就職情報等にはいろいろなメディアがあります。今はパソコンがなければ就職活動はできないということが言われています。窓口でもスマホを出して、ここに入りたいとか。就職のサイトを見せられて、ここでやっているとか、そういう説明をされています。ですから、労働力を提供していくという中では、助走の期間だと思うのですが、余りいろいろな書類を求めてハードルを上げるよりは、ゆるめにしておいたほうがそこは入っていきやすいのかなと。

といいますのも、求職活動は90日間で認定が決められていますので、その間で入られるわけですが、就職口が決まらないうちにやめられたというのは今のところ1人もいらっしゃいません。そういう意味では、基本的にはそれで入れないということは待機児童に含めていかないといけないだろうと思います。

実際の聞き取りでも、入れなかったら求職活動もやめるということで、はっきりと申し立てがある場合には除いていますが、いろいろなやり方もある中で、ハードルを上げ過ぎると助走もできない。就職までのそのあたりのことは、起業準備とかそういうことに似ているのかなと。ハードルを上げ過ぎると助走もできないので、その辺は待機児童に含めていってあげた方がいいのではないかと。保育の枠をどれだけつくるかという話になってきますので、それは必要なのかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

市町村調査の2ページを見ていただきますと、1,300と3分の2の回答ですけれども、そ

のうちの7割、943の市町村は延べ1,500の確認方法をもって、とりあえず確認をして待機に含めるかどうかを判断しているということですので、要は、この確認の方法をどこまで求めるかということがもう一つのポイントかなと思って、今、聞いていました。

○寺田構成員 今、山縣座長がおっしゃったことも含みますし、先ほど常岡構成員、岩田構成員がおっしゃったこともそうですが、最初に自治体の取扱い例の資料の2ページを見たときには、それぞれの自治体が非常に様々な方法で確認を行っている。つまり、扱いがとてまばらばらであるという印象を持ちました。

それから、確認方法についてですが、各自治体の取扱い例を参考に、もう少し詳細に通知で例示するなどしたら良いのではないかと思います。また、確認の時期ですが、先ほど山縣座長もおっしゃいましたが、できるだけ4月に近い時点で状況確認を行うことが望ましいのではないかと思います。いずれにしても、4月1日の時点で保育の必要性が認められていない状況にあるということが確認できた場合は待機児童に含めないという考え方を丁寧に示すことが重要なのではないかと考えました。

昨日、東京都内の比較的待機児童数が多いと言われている、ある区役所に、たまたま仕事で行ったのですが、入園申し込みのお父様、お母様が30人ぐらいつとフロアに座っておりまして、ちなみに何時間ぐらのお待ちなのですかと聞いたら、3時間経ってもまだ私の順番は来ませんと、整理券をお持ちになりながら、ずっとパソコンとにらめっこをしながら赤ちゃんをおんぶしたりだっこしたりしている姿をお見受けいたしました。それだけ自治体の方がとても丁寧に一人一人の入園の理由やその後の御希望などを聞いていらっしゃるという姿なのだと思いましたが、とてもすごい状況にあるのだなということを感じました。この4月1日時点でのカウントの仕方というものを、もう少し御配慮いただけたら幸いです。

○常岡構成員 確認方法、あるいは確認手段などが、今、問題になっているわけですがけれども、2ページを拝見しますと、本当に自治体ごとにいろいろな確認方法をとっていらっしゃる。それから確認しないところもある。ばらばらだということがよくわかるのです。

今回、国の方から、これこれこういうふうに確認した方がよいのではないかとか、あるいは、確認はちゃんとやってくださいとか、仮にそういう内容の基準を作るとしたとき、市区町村がそれをすぐに実行に移せるのかどうかということも考えておいたほうがよいのではないかと思います。長期的には、今、寺田構成員がおっしゃったような、丁寧な、より実態に沿った調査、確認というものが望ましいと思うのですが、既に、保育所の入所の応募は始まっていると思いますので、入所したい子どもや保護者の状況が具体的にどういふものなのかということをお応募した後から丁寧にしっかりと、もっときちんと把握しなさいと言っても、なかなか現場は動いてくれないということがあるかもしれません。ですから、少し時間をかけて考えるべきことと、来年4月1日の調査に何とか間に合うようにできることを分けて議論してもよいのではないかと考えております。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の部分はいかがでしょう。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。自治体の実務の実際から申し上げますと、私どもは平成29年の入園で言いますと、来年の2月17日に第1次の結果発表を行います。その際に、残念ながら不承諾通知を出させていただく方も、昨年で言う500名程度いらっしゃいましたが、そういった方に不承諾を出すことになります。

その後の追跡調査というのは、実際のところはなかなか自治体としては厳しいかなと思います。どこかの自治体はきちんとその後もアンケート調査等をしてフォローしている、捕捉しているというところもあったかと思うのですが、実務の実際の現場としてはさまざまで、実際に保育園に内定した方の調整も含めていろいろな業務が集中する時期でもありますので、不承諾を出させていただいた後に、実際に保育の必要性があるのかないのかというところの追跡調査というのはなかなか厳しいかなと考えます。

○山縣座長 人口規模の多い自治体では結構大変だろうというのも実感としてはわかりませんが、そういう地域に集中して待機児童がいるというところの課題も、国民の側から言うところという気がします。

先ほど常岡構成員が提案されたような対応の仕方というのは、事務局的にはあるのかなのか、いかがでしょう。

○異保育課長 当然、実際に現場が動かないと、なかなか、こちらの検討会でやったことを示しても、それは意味のないことですので。ただ、今、不合理な自治体のばらつきをなくすという理想もあるわけで、そこをどのように現場に反映させていくかということも大事ですので、そこは現場がだめだからだめだというわけでもないと思います。そこはよく、どうやれば現場に皆さんの御意見が反映されるかということも含めて御議論いただければと思っております。

○山縣座長 この検討会が出すべき答えとしては、例えばですけれどもこの1ページ。8つありますよね。今、注1のところを議論しているわけですけれども、ここをさらに細かく書いてほしいと。例えば「求職活動を休止していることが確認できる場合とは、以下のようなことである」という、そういう具体的なものまで求めてきているのかどうかということに、きっと今つながっているような気がするのです。この1からは8はそんなに変わらないですよ。これ自体はそんなに大きく変わらないのではないかなと思っていて、この中身のところで、運用でずれてきているということだと思います。

○異保育課長 そこはいろいろ手続面においてもどれだけ列挙するかとか、あるいは内容面においても、これはさすがに4類型に入るのではないかなとか、そういうのはいろいろあると思います。ですから、そこは特に我々事務方のほうから、これはだめだとか、そういう話ではなくて、この目的というのは自治体の不合理なばらつきというものがあるので、それをできるだけ一義的というか、そういうことを。当然、自治体の地域性とかそういうこともあると思います。例えば特定保育園の部分というのは、これは交通事情などもそれぞれ違うでしょうし、待機児童の数なども全然違って来るでしょうから、それはいろいろ

あると思いますけれども、ただ、あくまでもそういう不合理なばらつきをなくすというのがこの検討会の本旨ですので、そこは御議論いただければと思っております。

○山縣座長 不合理さがどこかということですね。きっとその基準が人によって違いそうな気がしますからね。

いかがでしょうか。

求職活動のところでも幾つか意見が出ていますけれども、今までの議論を聞いていますと、イメージとしてはその必要性和、利用できるなかったら全て待機児童であるわけではないということですよ。意見の中には全部認めるべきであるというものもありましたが、必ずしも全体がそういう意見にはなっていない。かといって、1つの要件で完全にゼロにしなさいというのも少し問題があるのではないかという御意見だったと思います。

今のように重なっていくと思しますので、ちょっと早目ですが、次の、2つ目に行って、当然、重ねながらまた議論をしていただいても結構ですので、特定園希望の取扱いについてというところで御意見がありましたらよろしく願いいたします。

○寺田構成員 特定園希望に関する自治体の取扱いは、国が示している一定の方針に基づき、さまざまな取扱いがなされているという状況が大変よくわかりました。これらの取扱いの違いですけれども、地域性や地理的状況もさることながら、各自治体における保護者対応の手厚さの違いから生じている部分もあるだろうと感じました。

各自治体における取扱いの違いは、各自治体が保護者に手厚いということも考えられますので、その要素が大きいわけですが、まずは各自治体において職員体制を拡充して保護者の意向を丁寧にお聞きし、1人でも多くのお子さんが保育をできるように取り組んでいくべきではないかと思えます。やはり自治体の職員の人数が増えたところは、とても丁寧な対応をしているというような実態も聞いております。また、保護者の意向を詳細に把握するため、入園の申込書とは別に、意向を確認するための書類を提出していただくということ、それも一つの方法かと考えます。

○山縣座長 ありがとうございます。

ここで文章の確認をさせていただきます。私、うろ覚えで正確に記憶していないのですが、5ページの1つ目の「・」の括弧内、(一定数の園を希望している場合には、一律に待機児童数に含めている自治体も一部ある)というのは、これは一定数の園しか希望していない場合という意味でいいのですね。

○川岸課長補佐 そうです。

○山縣座長 要は、数が少ない場合ということですね。

○川岸課長補佐 例えば1園でもそうですが、3つ希望があってその中で入れなければ、3つ希望したけれども入れないという方は一律待機児童という考えです。

○山縣座長 この資料は外に出ますか。ホームページ上に出ますか。

○川岸課長補佐 はい。

○山縣座長 日本語的に、このままでは逆の意味に読めてしまうような気がするのです。

○常岡構成員 資料1の5頁にある「② どのような場合を「特定の保育所等を希望」と位置付けているか」の箇所にある「自宅から通えるか否かを指標とする方法」という分類の仕方が気になります。これで正確な分類になっているのか、疑問があります。ここで言われているのは、恐らく、座長がおっしゃったように、1園のみ希望なのか、あるいは2園のみ、3園のみ希望なのかというごく少数の園しか希望していない保護者の場合、あるいは空きの有無の話ではないかと思うのです。当然、自宅から通えるということが保護者の望みだと思しますので、「自宅から通えるか否かを指標とする」という整理の仕方が趣旨として正しいのかどうかよく分かりません。

○山縣座長 自宅から通えないところを紹介しても意味がないということですね。

○常岡構成員 通えないというのは、もともと意味がないと思いますのでね。

○山縣座長 日本語のニュアンスがちょっと。

○川岸課長補佐 要するに、まず、カテゴリーを分けている部分として、自宅から通えるか否かを指標とするという内容ではなく、ということですね。

○常岡構成員 はい。

○川岸課長補佐 なるほど。

○山縣座長 言っておられる趣旨はわかっていると思いますが、読み手に正しく理解してもらえるようにということですね。

○常岡構成員 はい。

○山縣座長 これについては、ホームページに上げるときに、またちょっと工夫しましょう。

○川岸課長補佐 はい。座長と御相談させてください。

○山縣座長 西村構成員、どうぞ。

○西村構成員 吹田市の西村です。悩ましいのは、通常の交通手段で、自宅から20分から30分未満でというところには、かなり幅がありますよね。車で10分というと、かなり進みますし。都市部と町村部とでは送迎の実態が大分違うので、ここは遊びの部分でいろいろと、実際に行けるかどうかというところを判断できるかと思うのですが、この幅があるところは、同じ都市部としては、どこを見たらいいのだろうかというところが悩ましいところではあります。20分なのか30分なのか。

交通手段が発達しているところで、電車やバスなどがあるところはそれで見ればいいのですが、吹田市の場合は自転車ほとんどですので、要は生活圏で、自転車どこまで行けるかということで大体判断しているのですが、この幅があるところはそういう気がします。

○山縣座長 うまくいくかどうかというところで問題があって、こうなっているのだろうと思うのですけれども、調査結果の5ページです。抽象的に提示するのは恐らく2番の選択肢が一番いいのではないかと。登園するのに無理がない施設。登園するのに無理がないというのは地域差や手段によって非常に違う。同じ車で20分でも、都市部で信号を幾つも越

えながらの20分と、信号がほとんどない田舎の20分というのは確実に5～6キロの差が出てくるということで、本当は「無理がない」がいいのですが、無理のなさをどうやって示すのかということで、こういうものを出されているということだと思っております。あるいは「自宅から通所可能な距離にある施設」。この辺ですね。

岩田構成員、どうぞ。

○岩田構成員 特定園希望は中身によって、ここまで言うのだったら待機児童に含めなくていいだろうと思うのと、これを希望するからといって待機児童から排除されたらかわいそうだなというのが、いろいろあるような気がするのです。今、座長がおっしゃったところについて言えば、20～30分というのを出しているがために、逆に数字に踊らされている部分はあるので、おっしゃるように、これは出さないほうがいいのかもかもしれないなど。通常の交通手段で登園するのに無理がないというので、あとは地域の実態に応じて判断してもらおうということかなと。自宅から自動車で30分走って、それで通えると言われてもな、というところも多分あるだろうと思うのです。ですから、その辺はそういうふうにしてもいいのではないかという気はいたします。

それから中身については、では、入れなかった方はどうしているのだろうかと思になります。本当にせっぱ詰まっている人はどうするのだろうかと思うので、そういう方には、3つしか書いていないから、あなたはだめですよというのではなくて、こういうところもあるのですから、いかがですかという、横浜・川崎方式をみんなにやれというのは無理かもしれませんが、きめ細かく対応していけば、この特定園希望というところの解決するところも結構あるのではないかという感じもしております。

○山縣座長 ありがとうございます。

○金子構成員 埼玉県の金子です。いろいろ御意見があったと思うのですが、先ほど数の話もありました。私の聞く話ですと、希望者の意向を尊重して、1つでも2つでも、それ以外は希望しないのであれば、その人は待機にするということもありました。

今回、この特定の保育所というところでは交通手段が20～30分と決まっていて、どこで線を引くかというのは、皆さんいろいろな見解があって、自治体もいろいろ見解があるので、ですから、本当に統一できるのかということと、ここの部分は自治体に任せ方がいいのかないかという部分があるのかなというのが私としてはちょっと気になっているところ

です。

○山縣座長 共通の意見かと思えます。この辺の具体的な数字が結構基準になりやすいけれども、それが合うかどうか。ヒアリングのところで言うておられたと思えますが、方向もある。園が職場と真反対の方向にあってもあまり意味がないというか、時間はさらに倍かかるという話もあったので、この辺の表現の仕方ですね。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。新宿区は半径1キロまでということで、区での基準は定めております。それがいいか悪いかという話ではないのですが、なかなか、それぞれの自治体の交通手段であるとか地域の事情によって、そこはもう本当にさまざまなのかなと

思います。

それから、本当に保育園に入りたい方というのは、私どものところでは基本的にはもう、できるだけ通える園は全て書くという方がほとんどかと思います。うちの申込書ですと10～11ぐらいの保育園を書いていただくような仕様にはしておりますが、実際にほとんどそのように十幾つの保育園、子ども園を希望する方が非常に多い。逆に1園希望、2園希望の方というのは既に認証保育所にお子さんが入っているけれども、この特定の園だったら、ここだったら自分の子どもを入れたいというような御希望を持っている方も比較的多くいらっしゃる。もちろんそれが全てではないのですが、傾向としてはそういったところがあるかなと思われまます。

○山縣座長 他に御意見はありますか。

○金子構成員 先ほどの補足になってしまうのですが、今も自治体任せなのですから、自治体同士でどういう扱いになっているかというのが明確になって表に出ていないので、任せるのか任せないのか、国で一律にするのかはちょっとあれですけども、任せるのだとしても、自治体の方ではっきり、どういう考えでやっているかというのを明示してもらうというのはちゃんと言ったほうがいいのかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

調査結果の方の5ページの2、3、4あたりは一つのカテゴリーにしてもいいのではないかという意見が多目に出ている。ただ、それも、大カテゴリーとしてはこれでいいけれども、市町村の方でさらにそれを具体化したものはある程度明示をしていただく。それは市町村で地方とか都市部とか島とか、いろいろな状況を考えながら、自転車をイメージしてもらってもいいし、車をイメージしてもらってもいいし、それから距離をイメージしてもらってもいいし、そういう基準は設けてくださいというあたりが今までの意見で、その数字までここで議論するのはかなり難しいかもしれません。

○常岡構成員 今の御議論ですけれども、市町村に任せるところは任せてよろしいのではないかということですが、しかし、そうすると結局、市町村ごとにばらばらの基準ができて、隣の町とうちの町とで基準が違って、待機児童のカウントの仕方も異なってくるということが、ところどころで出てくるのかなと思います。そうすると、待機児童数のカウント方法の統一化という当初の目論見と外れてくるような気がするのです。ですから、ある程度類型化をして、基準の統一化ができる仕組みというものもあっていいのかなと思います。全国の市町村に完全な裁量というか、独自性を発揮させてよいということでもないような気がするのです。

○山縣座長 今の話では、例えば自転車を想定する場合にはどれくらい、車を想定する場合にはどれくらい。それとも、全部一律で書くのか。他のところでもきっと同じことが議論されていて、要は、現に利用枠が残っているかどうかで、国がいくら基準を作っても恐らく運用は、利用できるか利用できないかのところで、かなり裁量がもう現に働いているのではないかと、今後もそれは続くのではないだろうか。わかりやすい基準が作れるとこ

ろは作ってもいいとは思いますが、これで統一基準に完全になるかというと、なかなか、実際にはならないような気がします。ただ、ある程度の枠組みだけはきちんと示したほうがいいのではないかという御意見は確かにそのとおりだと思います。

○常岡構成員 もう一点質問させて下さい。仮に統一基準を作ったり、あるいはこの資料にある定義の内容をもっと洗練させて、詳しくし、明確にして、又はいろいろな具体例を挙げるなどして、解釈の余地のないものにしたとき、それを全国の自治体が守ってくれることを何とか確保しないといけないと思うのですが、法制度的にはそういうことはできるのでしょうか。

○山縣座長 最低基準のようなものですね。

○巽保育課長 そもそも、この定義につきましては、利用待機児童数調査でございます。あくまでも通知で出しているものでございます。つまり、申込者がいて、その中で待機児童も含めてどのような人がいるかということ状況を把握するものでございます。ですから、できるだけ自治体においてばらつきのない、合理的な定義を決めることによって、待機児童数を把握しようというのが本旨でございます。

実際、この定義の中で、今あったような解釈の違いによって定義が違ってきていることについて、先ほど常岡先生がおっしゃるとおり、どのように、できるだけ合理的に。先ほど言ったような地域性もあります。当然、交通手段というものも、田舎の方では車社会で、車を使うのが当たり前なわけですが、都会ではやはり車社会ではなくて、それこそ地下鉄などを使うのが当たり前、あるいは徒歩で移動するというのが当たり前ですので、そういう合理的な差というのは仕方ないと思います。

ただ、おっしゃるように、その辺が白紙委任的になるかどうかというのは、我々が本旨としているところではなくて、できるだけそこは規則的にやるというのが今回の検討会の議論だと思っています。

実際、常岡先生がおっしゃるとおり、これは技術的助言なのかどうかということについては、通知に基づく単なる調査でございます。通知というのは全く権力的な行為でも何でもございませぬので、実際は強制力を持つものではございませぬ。ただ、当然、自治体は、この示した定義をもとに判断しているということはありますので、そこはできるだけそれを規則的にすることによって、本来、正確に待機児童数を把握するべきところが、正確なものが出てくるというのは間違いないと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

○岩田構成員 今、ある程度やはりメルクマールになるものを出して、不合理なばらつきをなくすべきだというような課長からのお話もあったので、もしもこの自宅から20～30分未満云々というのが残るのであれば、私が昔、子どもを送り迎えした経験からしますと、30分というのは結構しんどいなという感覚があります。20分程度なら何とか、朝行って。ただ、逆方向だったりしたら、30分ですととても大変ですので、この数字が本当に感覚的にいいのかどうかというのは、出すのだったらちょっと検討してもいいのかなという気が

します。

○山縣座長 そうですね。今は大分減りましたが、前後に子どもを一人ずつ抱えて背負って、布団まで抱えて送迎しているような方がいらっしゃいますよね。最近、布団は減りましたがけれども、大変ですよ。雨でも降ったらもう、本当に大変ですよ。

○堺構成員 粕屋町の堺です。うちの町の実情としまして、町域の非常に狭い町ですので、20～30分ありますと、もう、町の端から端を越えてしまうような状態です。しかも、福岡市に隣接してまして、福岡市に通勤されている方が多いのです。通勤時間そのものが恐らく20～30分あれば通勤できるような自治体ですので、園に連れていくのに20～30分かかるということはもう、通勤時間が倍になるという形で、そういう意味で言うと、この20～30分という時間は、うちの町としては非常に不適當な数字かなとは考えます。ただ、国から示される数字が全くないとなったことを想定してみますと、やはりどうしても待機が多くて子どもさんを入れられない保護者の方が多いということがあり得ますので、町のほうにいろいろなクレームが常に入ってくるのが避けられません。議員が動かれるなど、いろいろな要件で、町の基準そのものが年によってぶれるような可能性が結構あるのかなというのがあります。ですから、何らかの形で、20～30分という数字の妥当性は置いておきまして、何らかの数字をやはり国が示していただいて、それに対して自治体がある程度融通を利かせられるような幅を持たせていただけるというのが、うちの町としては非常にありがたいかなという気はいたします。

○山縣座長 そういう意味では、4ページにあるような、車で20～30分、徒歩や自転車等で半径2キロぐらいというのは、実感としてはどうですか。粕屋町はまだこれでも広いですか。

○堺構成員 実感としては、正直、広いです。

○山縣座長 まだ広い。

○堺構成員 ただ、国の基準としてこの程度のものがあって、それに対して自治体が、うちの町の実態としてはもうちょっと狭めようとか、そういうことができると非常にありがたいなという気がいたします。

○山縣座長 国民感覚としては、これを緩めてもらうといかがなものかという感じかもしれません。もっと厳しく見るということについては問題ない。もっと近いところを紹介しましょうという発想ですからね。

ここはとりあえず、もう少し精査はするけれども、一定の枠組み、あるいは数字等も含めた形の案を頭の中に想定しておこうと思います。

それでは続けて、3つ目の中身です。育児休業中の問題。ここがなかなか複雑な構造をしておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○常岡構成員 注8の定義がすごくわかりにくいので、もう少し明確化する作業をしたほうがよいのではないかと思います。

まず、最初の文章で「保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないこ

とができる」と言っているのですが、保護者が育児休業中の場合もさまざまな類型があるわけですね。どういう場合に待機児童数に含めるのか、あるいは含めないのかということについて、具体的に場合分けをして明示していくということがあってよいのではないかと思います。

本当は働きたい、あるいは復職したい。しかし、なかなか保育所が決まらないので、やむなく、不本意ながら育児休業を続けているという場合には、この2つ目の文章で「ニーズを適切に把握し」利用調整するとなっています。ですから、利用調整をする場面としては、その人がやむを得ず、あるいは不本意ながら育児休業を続けているという場合が頭の中に、あるいはこの規定の背後にあるのかなと思います。そうだとすると、そこをもっと前面に出して、定義に書き込むべきではないでしょうか。7頁の下から二つ目の「・」において指摘されているように、育児休業中の場合は、自宅で子どもを保育することができるわけですね。しかし、にもかかわらず、やむを得ず又は不本意ながら育児休業を続けている場合には、待機児童だと断言してしまうぐらいの勇気を出すべきであるという気がしました。

○山縣座長 ありがとうございます。

7ページですよ。7ページの、含めている場合の2つ目ですね。育児休業を引き続き取得している場合は、入園したくてもできないと考えられるため、待機児童数に含めている。これが比較的緩やかなものです。話題になっていた1つはその次、あるいは待機児童に含めていない場合の一番下、受給延長が目的の場合に、これを、上のグループは切り分けが難しいから入れていますよと。下はある程度分けることができるという前提で、だから入れなくてもいいのだという、大きなポイントかどうかは別にして、一つあるかなと。感覚的には原則入れるというようなイメージを持ちつつも、では、受給延長のための人たちはどうするのか。これはどこかの自治体の例でありましたよね。利用できるようになりましたけれどもと言ったら急に断ってしまうというような話が出てきたときに、少なくともその結果、1人の人がさらに待ってしまったという。その決定がおりるまで、本当は利用できるのに利用の決定が遅れてしまうということになるから、要するに、不利益になってしまうわけですね。ここは皆さんの御意見をしっかり聞いておきたいと思うところですが、何かありますか。

○金子構成員 埼玉県の金子です。育休の扱いにつきましては、私は復職したい人は全て含めていいのではないかと。保育所が見つかったら復職したいということであれば、本当は認めるべきというか待機児童の方として扱うべきだと思っております。ただ、一方で、厚労省のほうで、育休の制度の見直しですね、全般を含めて1歳半を2歳まで延長とかという議論をされている話がありますので、その辺を含めて、働き方も含めてどうするのかというのを、ここの部分は育休の扱いだけでいいのか、その制度の考え方も含めて議論したほうがいいのか。ここで議論するのではなくて、そういうところも含めて育休の扱いはどうするのかということをやらないといけないのかなという気がしております。

○山縣座長 育休制度そのものは使わないでおこうかというか、育休制度は所与のものとしてあるという前提、どういう状態であろうともあるという前提でいこうというのが今までの話でしたが、事務局、その辺はいかがですか。

○巽保育課長 育休制度は今、別の分科会の方で議論されておりますので、育休をどうするかということについてはこの検討会の範囲内ではございません。ただ、育児休業なのか保育なのかということについては、これは代替的な関係でございます。ですから、原則としては育休中というのは待機児童には含めないということになっています。ただ、おっしゃるとおり、当然、育休をとる場合の切実度というものがいろいろございます。やむを得ず育休をとっている場合もあれば、一番極端な話をすれば、給付を受けたいために育休を取るような場合もございますので、そこは切実度というか、先ほど常岡先生もおっしゃいましたけれども、やむを得ずなのか不本意なのかというようなところは、やはりよく見ていく必要があるのではないかと考えております。

○山縣座長 表現の仕方ですね。

○岩田構成員 この点線の中の書き方が非常に微妙だなと思うのですが、「保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができる」ということは、原則は含めるのだけれども場合によっては含めなくていいということを含意しているのでしょうか。そういうことであれば、もっとわかりやすく、「原則、待機児童に含めるが」とし、これはできるかどうかわかりませんが、「受給延長が目的であることが明白な場合などは含めないこともできる」とか。要するに、この書き方は最初、どういう含意でお書きになったのだろうか。

○山縣座長 いかがでしょうか。何かありますか。

○巽保育課長 事務方から言った方がいいでしょうか。

○岩田構成員 先ほど言ったようなことが問題ないのかどうか。

○巽保育課長 含意はわからないのですが、岩田先生がおっしゃるようなやり方もあるのではないかと思います。

○山縣座長 1回目のときでしたか、私が言ったところですね。この表現の仕方が非常に読みづらいし、大学入試や国家試験でこういう選択肢を作ったら、きっとバツになります。こんな選択肢を作るなど。否定なのか肯定なのか、よくわからない。

今、岩田構成員は例として出されたのであって、本当にそのようにお考えかどうかは別として、余り特定の人をターゲットにして切り捨てるような表現はきっとまずいのではないかということだけは言えるかなど。不適切なことをやっていますよというようなことを書くのはちょっと問題かなど。

○岩田構成員 少なくとも、もうちょっとオブラートにくるまなければいけないでしょうね。

○山縣座長 ええ。ただ、それがひっかかっていることは間違いないですからね。

他の観点から、この育児休業について。といいますか、観点は基本的にそこののですよ

ね。全部入れるか、一定のものを外すかという。

最初のところにもありましたが、自宅で子どもを保育することができるためという考え方は、かなり好ましくないのではないかと。必要度というものがあある程度あって、利用できない。「自宅で子どもを保育することができるため」の方が前面に出てきてしまうと、そのことによって排除されてしまうのではないかと思われまますのでね。受給延長が一番悩ましいところですね。こちらははっきりと、申請はしたけれども利用はしたくないというニュアンスのある人たちということですからね。この人たちがいると利用枠に影響してしまう。

○常岡構成員 「保育の必要性」の認定に係る法令上の要件についてお尋ねします。子ども・子育て支援法、同施行規則及び通知で、育児休業の場合の認定のあり方が決まっています。それによると、例えば第一子が既に保育所に入っていて、継続的に保育所を利用したいけれども第二子が生まれて育児休業を取ったというときに、育児休業を取っているから第一子についてもあなたはだめですよというのはおかしいということで、法令の改正があって、通知が出ていると思うのです。そういう場合は、まさに「保育の必要性」があり、落とされたら待機児童として扱うべきだと私は思うのですが、こういう理解でよろしいですか。

○楠目企画官 保育課の楠目です。今お尋ねがあったことと、この、育児休業を切り上げるときの扱いというのは少し分けて考えたほうがよろしいのではないかと思います。必要性の認定はここで議論する話ではないと思いますが、必要性の認定については、まず、今回のこの注8も、必要性の認定を受けているということが前提としてまず頭書きにあってのことです。必要性の認定の事由については、育児休業を取っている場合というのは基本的には育児休業を利用していますので、必要性の認定は認められないというのが基本です。

ただし第一子が保育所を利用している場合。これは第二子のことではなくて第一子のことですが、第二子の関係で育児休業を取った場合に、第一子が例えば5歳とかでもうすぐ小学校に上がるというときにまで、その必要性を取り消して第一子を退園させるということは、扱いとして、その子どもの利益も考えて、しなくてもよいということを言っているのでありまして、第二子についての育児休業のことは別の話ですので、いずれにしても育児休業を取っている間は保育の必要性というものは基本的には認められないわけですがけれども、ただし育児休業明けで復職する場合というのは逆にこれは必要性が高くなりますので、その場合には特に優先事由などにも掲げて通知の方では示しているという状況です。ですから、育児休業を切り上げるというか、育児休業が明けて働きたいというときには、非常に優先度が高くなるわけですがけれども、育児休業を取っている間は基本的に必要性がないということで、そこで考え方が大きく変わっていきますので、そこの扱いが少し難しいところかと思っております。

○常岡構成員 注8ですと、保護者が育児休業中の場合とあって、限定はついていないのですけれども、今のお話しは、待機児童の関係では「保育の必要性」の認定を受けている

ことが前提になるのだということだと認識しました。注8は、育児休業中のものというように広くくくっているのですが、これはもともと限定がついているという理解ですね。

○楠目企画官 そちらについては最初にちょっと御説明したのが不十分だったのかもしれませんが、基本的には申請するときには育児休業を切り上げて4月1日から保育所を利用したいということで申請をするというのが大前提ですので、それは自治体の方では、言わずもがなで、当然、皆さんおわかりのことだと思うので、そこはあえて特に注などは書いておりませんが、基本的にはそういう前提と考えております。

○常岡構成員 そうすると、ある自治体が、7頁の下から2つ目に出てくる見解をとっているということですが、こうした見解が出てくるのが理解できないのです。本日の議論の最初の方で、この見解についていろいろ説明してくださって、保育の認定のレベルの話ではないということだったのですが、認定のレベルの話と混同しているようにも見えてしまうのですが。

○楠目企画官 認定の話とこの自治体が回答していることとの関係で、自治体の御意向については正確にはわからないところがありますけれども、基本的には求職活動のときもそうですが、必要性の認定をする時点というのは少し前の時点ですることになりますので、例えば求職活動を休止しているということがわかった場合には、本来的には保育の必要性の認定もなくなったので認定を取り消すというのが正しいと思うのですが、3カ月しか期間がありませんし、通常はそういう扱いを、その忙しい中で弁明を聞いてやるということにはしないで、待機児童から外すという扱いがあって、そういう、認定と今回の待機児童の数のところで少しずれが出るということはあるのかなとは思いますが。

ただ、一方でこちらの育児休業についても同じようなことが言えると思うのですが、ただ、4月1日以降、不本意にといいますか、働きたいのに育児休業を取った人というのは引き続き、空きがあれば育児休業を切り上げて保育所に入りたいという意向がある人というのはいらっしゃるわけです。そうではなくて、逆に、もう延長できたのでしばらく入らなくても大丈夫という人もいらっしゃると思うのですが、今、私が後方で申し上げたような人について、こういう理由で含めない、自宅で子どもを保育するので育児休業を延長してと、本人もそういう希望でやっているからということで、そういう前提で書かれているのかなと思いますけれども、これは回答をそのままくくって書いていますので、多少そのあたりの背景はわからない部分があります。

○山縣座長 今のやりとりを聞いていたら、注8は逆かなと思いはじめてきました。保護者が育児休業中の場合でも、待機児童に含めないことができる場合がある。育児休業の場合は原則待機ではないということになると、育児休業中であっても待機児童になる場合があるのですよということを説明した方がいいのではないかと。

○岩田構成員 待機児童に含めることができるという。

○寺田構成員 そうですね。その方がわかりやすいですね。

○巽保育課長 先ほども言いましたが、育休と保育の関係は代替関係なのです。ですから、

先ほど含意があるのですかというお話がありましたが、実際はやはり育休中は待機児童ではないというのが原則だと思います。しかしながら、やむを得ずとか不本意ながらというような場合については、ということが多分、例外になると思います。そこはちょっと、書き方はいろいろあると思いますけれども。

○山縣座長 言っていることは余り変わらないのですけれどもね。読み方というか。

○異保育課長 はい。裏から書くか表から書くかという話だとは思いますが。

○山縣座長 そういうことだと思います。その例として、期間延長の人をどうするかというところですね。中身は一緒だと。

これは市町村の感覚、あるいは制度上の感覚で、期間延長の目的を事前に知るといことは難しいのですか。事後だったら当然わかるわけですよね。断ってきたらはっきりわかるわけですが、事前にそれを知れるかどうかは今の議論だと思うのです。それは難しいのか、本音をしゃべると危なくなるから保護者はしゃべれないのかどうかということだと思いますが、いかがでしょうか。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。全員が全員ではないのですが、もう入園申し込みの段階で、要するに不承諾が欲しいのですということを確認に窓口でおっしゃる方はそれなりにいらっしゃいます。そういう方というのは10園希望とかをすると、下手をしたら入ってしまったりするので、もう本当に、先ほどありました特定園とかぶるのですが、ほとんど空きがない1園ないし2園希望にあえてするというような方もいらっしゃいます。

○山縣座長 おっしゃってましたね。

○月橋構成員 先ほどの育児休業の場合ですが、入園申し込みの段階で既に御案内として、入園が決まった場合は、原則、入園月の末日までに復職することが前提ですよということをお知らせしていただいておりますので、そうしたことを認識した上で、皆さん、申し込んでいただくということになるかと思っております。

また、様々な事情があって、育児休業をしっかりと取られてから1歳でどこかの施設に入れるというのはなかなか難しい現状がありますので、どうしても育児休業を途中で切り上げて0歳のところで入りたいという希望の方というのも今、非常に増えているのかなと思います。

ただ、新宿区としましては、厚生労働省からいただいている通知に則って、基本的に育児休業中の方については待機児童には含めないということなのですが、ただ、それは育児休業を取得して1年未満の方については待機児童からは外させていただきますが、それ以上育児休業を取得されている方は、これはもう、ある程度、保護者の方の意思に反して、やむを得ず育児休業を取得されているのかなという解釈もあって、そうした方は待機児童に含めているというような現状でございます。

○山縣座長 寺田構成員、どうぞ。

○寺田構成員 先ほどの特定園希望のところでも申し上げましたが、そのように丁寧に聞き取りをする。なかなか事務作業が多い中で大変だとは思いますが、丁寧に一人一人の状

況を伺う。それはやはり申し込みに来た方と役所側の方がコミュニケーションを取って、正直に言っていただいて安心なのですよというような、そういうスタンスでいていただいて、正直に言っていただく。正直に言っていただければ、本当は保育園に入らなくても済む人が希望を出していることによって、本当に入りたい人が入園できないような状況にあるのならば、そこは安心感を持っていただく。

それから、育児休業を1年以上取っている方は、これは本当に入りたいのだけれども、やむを得ず育休を延長しているのだというようなカウントから待機児童のカウントとして含めていくということは、これは各自治体ともに参考にさせていただいていい例なのではないかと思うのです。

ですから、入園申込書だけではなく、そのような対応を、より丁寧にできるような、そういう書類を書いていただくとか、もしくは、個別性がわかるわけですから、入れなかった方、落ちた方に対して、例えばセキュリティーの番号等をつけて、個人の意向について、アンケートに答えていただく。そのような、丁寧な聞き取りをするなどの方法もよろしいのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○山縣座長 ありがとうございます。

市町村の数はわかるけれども、実際にそこにどれくらいの利用者の方がいらっしゃるかが、この調査ではわからないのですが、育児休業を延長するための保育所の申し込みをしているものを待機児童に入れないという市町村が1,300のうち500強ある、半分弱あるという事実はありますね。だから、ここに何人いらっしゃるのか。ゼロかもしれないし、10人かもしれない。それを基準にしておられるところは結構ありますということですね。半分ぐらいはやっておられますからね。

他に、いかがでしょうか。

○西村構成員 事前にこの不承諾を希望されている方というのは、枠を遊ばせるわけにはいきませんので、吹田市では全部、窓口で聞かせていただいています。それはそれで可能かと思います。

○山縣座長 当然それは待機児童には入れないということですね。

○西村構成員 はい。先ほど異課長がおっしゃったように、今後の状況把握のために基準を統一化していくということですので、どれだけ枠が要るかという判断に使われていると思うのです。その意味で言えば、基本的には待機児童に入れていけないのではないかと思います。

○山縣座長 それがある自治体では、把握が困難だと言われたから、ちょっとひっかかったのです。把握できるのであれば入れたらいい。把握が困難と言われると、それはどう保障してくれるのだという。あるいは、どういうやり方でわかりますかと言われるところへ答えを持たないといけませんからね。本人の意思というレベルでは少なくとも把握できる。それぐらいは可能というか問題ないかもしれない。

3つについてそれぞれ意見をお聞きしましたが、振り返ってトータルで言い残したこと

があるとか、こういうところはどうかというようなことがありましたら、少し御意見を伺いたいと思います。

岩田構成員、どうぞ。

○岩田構成員 今、最後に出た育児休業中の者の取扱いについてですが、吹田市の方もおっしゃいましたが、どう考えるかというのはきちんとしておくべきかなと思います。先ほど座長がおっしゃったように、4月1日時点で育児休業だったら家で見られるだろうということで、もう、育児休業のものは原則それは待機児童に入れられないのだけれども、場合によっては入れてもいいよというようにする考え方というのも一つあると思うのですが、今おっしゃったように、育児休業をしても、早い遅いはあってもいずれは復職する気があるのだったら、やはり保育園のニーズはあるのだから、待機児童から外してしまうというのはまずいのではないかと。どちらの考え方をとるかによって、この書きぶりも変わってくると思うのです。ですから、そのあたりはもう少し慎重に考えた方がいいかなと。

○山縣座長 随所にそのことは影響していると思います。ありがとうございました。

○寺田構成員 貴重な、膨大な資料をまとめていただいて、事務局の方には本当に感謝申し上げます。

調査結果の中で、保育所等利用のこの調査に関する国民の皆様からの御意見募集について、この短い期間の中で222名というたくさんの御回答をいただいています。先ほど座長が、これは追いかけていいのですかというお話のときに、どうかと、ちょっと迷いながら、手を挙げるのを少し躊躇したのですが、2ページを見ますと、東京都は全体の約半数ですよね。47.7%。それぞれの自治体によっていろいろだと思いますが、やはり待機児童数がとても多いところでは、特にこの中で、東京都の中で大変多かったところとか少なかったところとかという事は、エリア別に集計を出してあるのでしょうか。そのあたりのところをお聞かせいただけたらと。

○山縣座長 東京都の、さらにサブがわかるかどうかということですね。

○川岸課長補佐 御質問のときに、お住まいの都道府県はどちらですかという聞き方になっていますので、都道府県単位ということになります。

○山縣座長 都道府県単位でしかわからない。これ以上はわからないということですね。

○川岸課長補佐 そうです。

○寺田構成員 わからないのですね。了解しました。ありがとうございます。

○山縣座長 では、本日の議事については全て御議論いただいたこととさせていただきます。国が示している8つの基準で、基本的には市町村は対応していただいているわけですが、細かい部分において差があるということも、ヒアリングのところからわかってきましたし、今回の調査でもそういうことがわかっています。

目的は、先ほど課長も言われたように、全国水準である程度統一的に把握したい。しかし、一方で地域性もある程度考慮したものにしたいたいということです。引き続き、そういう観点から、次回以降も御議論をいただきたいと思っています。

次回以降のお話の前に、何か事務局からありますか。

○川岸課長補佐 最後に一点。寺田構成員から先ほど御質問のありました件で都道府県別と申し上げたのですが、もう一度調べましたら、各市区町村別で聞いておりましたので、必要に応じて、東京都の中でも市区町村別に、この106件がどれくらいの割合であったのかという状況はわかります。

○山縣座長 では、メールか何かで送っていただくということでお願ひできますか。

○川岸課長補佐 そうですね。他の構成員の皆さんにもお伝えするようにいたします。

○山縣座長 では、今後の予定、スケジュール等について。

○川岸課長補佐 次回の開催日程につきましては、構成員の皆様の御予定を調整していただいた上で、後日、事務局よりお知らせをさせていただきたく思います。

○山縣座長 月橋構成員、どうぞ。

○月橋構成員 既にアナウンスいただいているかと思いますが、再度、確認させてください。こうした形で最終的に待機児童の定義が固まったところで、厚生労働省から、改めて、待機児童はこういう定義でやってくださいという通知が出るのはいつ頃になるというアナウンスだったのでしょうか。もう一回確認させてください。

○異保育課長 これは初めの段階で、今年度内を目処にまとめるということになっておりますので、このまとめ方いかんによって、いつ出すかということになると思います。当然、取りまとめたら、そんなに時間をかけるというわけにはいきませんので、そこは速やかに通知を出すことになると思います。

○山縣座長 今の質問の意図は、来年の4月1日の待機児童調査に反映するかどうかということも含めてということですよ。

○月橋構成員 はい。

それから、それ以外にももう一つあります。各自治体で子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、そこで例えば平成30年末に待機児童をゼロにしますよというような目標で、保育の確保数やニーズ調査に基づいた必要数ということで、今、やっているのですが、待機児童の定義が仮に今の定義と大きく変わったようなときに、そうした子ども・子育て支援事業計画の見直しというものも当然、各自治体で必要になってくるのかなという思いもあるものですから。

○異課長 基本的にはこの待機児童の調査の今回の検討と、市町村計画のニーズの把握というのは違うものだ和我々は思っています。実際に市町村計画では、当然、待機児童の数も影響しますけれども、潜在的ニーズをちゃんと把握して、それに対して待機児童数をなくすという目当てになっていますので、そこはそんなに。どのように潜在的ニーズを把握するかということが、やはり市町村計画では大事だと思っております。

恐らく、もう一つ心配されているのは、今、既に保活も始まっていて、待機児童のカウントをどうするのかというのは現にあります。そこは先ほどもちょっと議論があったところですし、当然、現場との関係もありますので、そこも含めて御議論いただくことが大事

だと思っております。

○山縣座長 金子構成員、どうぞ。

○金子構成員 埼玉県の子です。今の話と重なってしまうのですが、確かに潜在ニーズを踏まえての計画なのですが、来年は計画の中間年に当たりますので、待機児童が大幅に増えれば中間年の見直しも含めて、多分、計画の見直しということが必要になってくるのかなということで、各自治体では懸念をしていると思いますので、その辺も踏まえて議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、先ほども言いましたけれども、次回以降は今後の取扱いに関する取りまとめ、その中身、方向性等を議論していただきたいと思いますので、

本日の検討会はこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。